

審議会等の会議結果報告書

課所名

市民課

会議名 令和5年度 第2回諏訪市国民健康保険運営協議会

開催日時 令和6年2月7日(水) 13時30分 から 14時33分まで

出席者

委員等：伊藤会長、小口委員、矢花委員、山岸委員、小島委員、正田委員、井上委員、麦嶋委員
諏訪市：後藤副市長、金子市民環境部長、大館市民課長、堀川国保医療係長、橋爪国保医療係主査、小口健康支援係長、中城健康支援係主査

資料

令和6年度諏訪市国民健康保険特別会計予算(案) 他

協議議題(内容)及び会議結果(要旨)

1. 開会

【市民課長】

令和5年度第2回市国民健康保険運営協議会を開会する。

2. 市長挨拶

【副市長】

市長の公務が重なり、私からごあいさつさせていただきます。

本日の議題は、諏訪市令和6年度の国民健康保険の予算案について。

併せて、令和6年度の税制改正、第3期データヘルス計画について説明する。

令和4年度に協議会から答申をいただいた国保税率改定、今年度から新しい税率を適用し大きな混乱もなく、一定のご理解をいただいているものと考えている。答申内容のとおり、来年度から令和9年度にかけて、税率を引き上げていくので、ご理解とご協力をお願いしたい。

予算案に関連したことをお話させていただきます。国民健康保険は、被保険者数が減少し続ける傾向がある一方、医療費の増加、後期高齢者の増加に伴う県に対する国保事業費の負担金が増加をしている傾向にある。この厳しい状況を受け、来年度予算では国保税収の伸びがなかなか見込めず、基金から1億6,000万円ほど取り崩す結果になっている。この財政見通しによると、このままだと令和8年度に基金が大変厳しい状況になり、令和4年度の答申に沿った令和9年度までの引き上げ幅だとさらに厳しい状況が訪れると想定がされる。令和4年度の答申当時から大変短い期間で、国保を取り巻く状況がさらに厳しい状況になっている。今後の状況次第で、令和8、9年度の税率の引き上げ幅について、再度議論をいただかなくてはならない場面が出るかもしれない。

<副市長退室>

3. 協議会成立宣言

【市民課長】

次に、協議会成立宣言。協議会規則第6条の規定により、各代表1名以上を含む過半数出席のため、本協議会は成立することを宣言する。ここで会長に議事進行を交代する。

4. 会長挨拶

【会長】

副市長から説明があったとおり、相当、収支の問題で厳しい見込みにあると、私どもも再認識をしなければいけないと思う。その前提となる来年度の予算について、事務局のほうから説明をいただき、将来にわたる国保会計の健全な運営について、考えさせていただきたいと思う。

議事に従い、進めていく。

5. 会議録署名委員の指名

【会長】

それでは、次第の6、会議録署名委員の指名。国保運営協議会規則第9条の規定により、会議録署名委員に小島委員、山岸委員を指名する。続いて議事に入る。

6. 議 事

【会長】

令和6年度 諏訪市国民健康保険特別会計予算（案）について、事務局より説明。

(1)令和6年度 諏訪市国民健康保険特別会計予算（案）について(事務局より説明)

【会長】

それでは質疑に入る。質問、意見はいかがか。

【委員】

国保事業費納付金の中の諏訪市の被保険者の所得が、一人当たり増えたことはどういうことか。

【国保医療係長】

納付金の決まり方は、県全体で必要となる納付金額を県全体に占める諏訪市の被保険者数のシェア、それから諏訪市の県全体の所得に占める所得のシェアで按分するようなイメージで算定する。そこに用いる所得、被保険者数が、絶対数で見ると減少しているが、県全体で減少する中で、諏訪市だけは、そこまできつく見られてない。結果として、相対的に諏訪市のシェアが増えて、納付金が重くなっている。

【委員】

わかった。

【会長】

ほかにあるか。それでは質疑を終了する。本案は3月議会に上程されることを承知いただきたい。資料の取扱いは慎重にお願いしたい。以上で議事を終了する。次第7以降は事務局に戻す。

7. その他

【市民課長】

それでは次第7に移る。

(1)から(3)それぞれ項目ごとに説明する。

(1)令和6年度税制改正について(事務局より説明)

【市民課長】

ただ今の説明に対し、委員の皆さんから意見質問あったらお願いしたい。何かあれば最後に質問の時間を取る。

(2)第3期データヘルス計画について(事務局より説明)

【市民課長】

最後に、事務局から連絡。

最後に、委員の皆さん方から何かあるか。よいか。不明等があれば、事務局までご連絡いただきたい。これをもって、第2回諏訪市国民健康保険運営協議会を閉会とする。